

営農情報

令和7年2月

農業者の皆さん「労災保険」の特別加入制度をご存知ですか？

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

下記に該当する方が特別加入制度の対象になります。

(1) 特定農作業従事者

年間農業生産物総販売額300万円以上または、経営耕地面積2畝以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。

- ①トラクター等の動力により駆動する機械を使用する作業
- ②2m以上の高所での作業
- ③サイロ、むろ等の酸欠危険場所での作業
- ④農業散布作業
- ⑤牛、馬、豚に接触、または接触する恐れのある作業

一定の経営規模以上の方が加入できます！

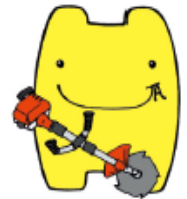


(2) 指定農業機械作業従事者

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ①動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ②動力溝掘機
- ③自走式田植機
- ④自走式防除用機械
- ⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
- ⑥トラック、自走式運搬用機械
- ⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式または携帯式機械
- ⑧無人ヘリコプター(農業用途)

経営規模にかかわらず加入できます！



※(1)、(2)は重複して加入することはできません。

上記のほかに「中小事業主等」と労働者「一般加入」があります。

給付種類の一例です。

療養補償給付(ケガの治療)、休業補償給付のほか障害給付や遺族給付、葬祭給付などがあります。

※給付については、**加入範囲内で労災認定される必要**があります。農作業を行う全ての行為が対象となるわけではありません。(労災認定は一関労働基準監督署が行います)

年間保険料は下記の金額です。(令和7年1月現在、給付基礎日額5,000円の例)

加入区分	特定農作業	指定農業機械	中小事業主
保険料額	16,425円	5,475円	23,725円

※事務手数料別途

お問い合わせ JA各営農経済センターまたはJA営農振興課

営 農 情 報

JA各営農経済センター・資材店舗の 春期営業時間のお知らせ

3月1日(土)から3月31日(月)まで下記の通りとなります。
 確認の上、ご利用ください。

事業所	営業時間		
	平日	土曜	日曜・祝日
一関地域資材センター TEL 23-2266	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～正午	営業なし
花泉営農経済センター TEL 82-3939			
千厩営農経済センター TEL 52-5082			
大東営農経済センター TEL 75-3310		営業なし	
平泉営農経済センター TEL 46-2314			
藤沢営農経済センター TEL 63-2331			